

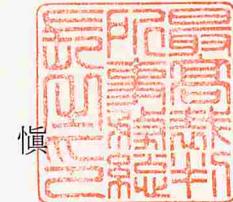
最高裁秘書第 5824 号

令和元年 12 月 18 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

11月14日付け（同月18日受付、第014446号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 高等裁判所首席書記官事務打合せ日程（片面で1枚）
- (2) 令和元年度高等裁判所首席書記官事務打合せ席図（片面で2枚）
- (3) 令和元年度高等裁判所首席書記官事務打合せオブザーバー席図（午前）（片面で1枚）
- (4) 令和元年度高等裁判所首席書記官事務打合せオブザーバー席図（午後）（片面で1枚）
- (5) 令和元年11月高等裁判所首席書記官事務打合せ結果概要（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）

高等裁判所首席書記官事務打合せ日程

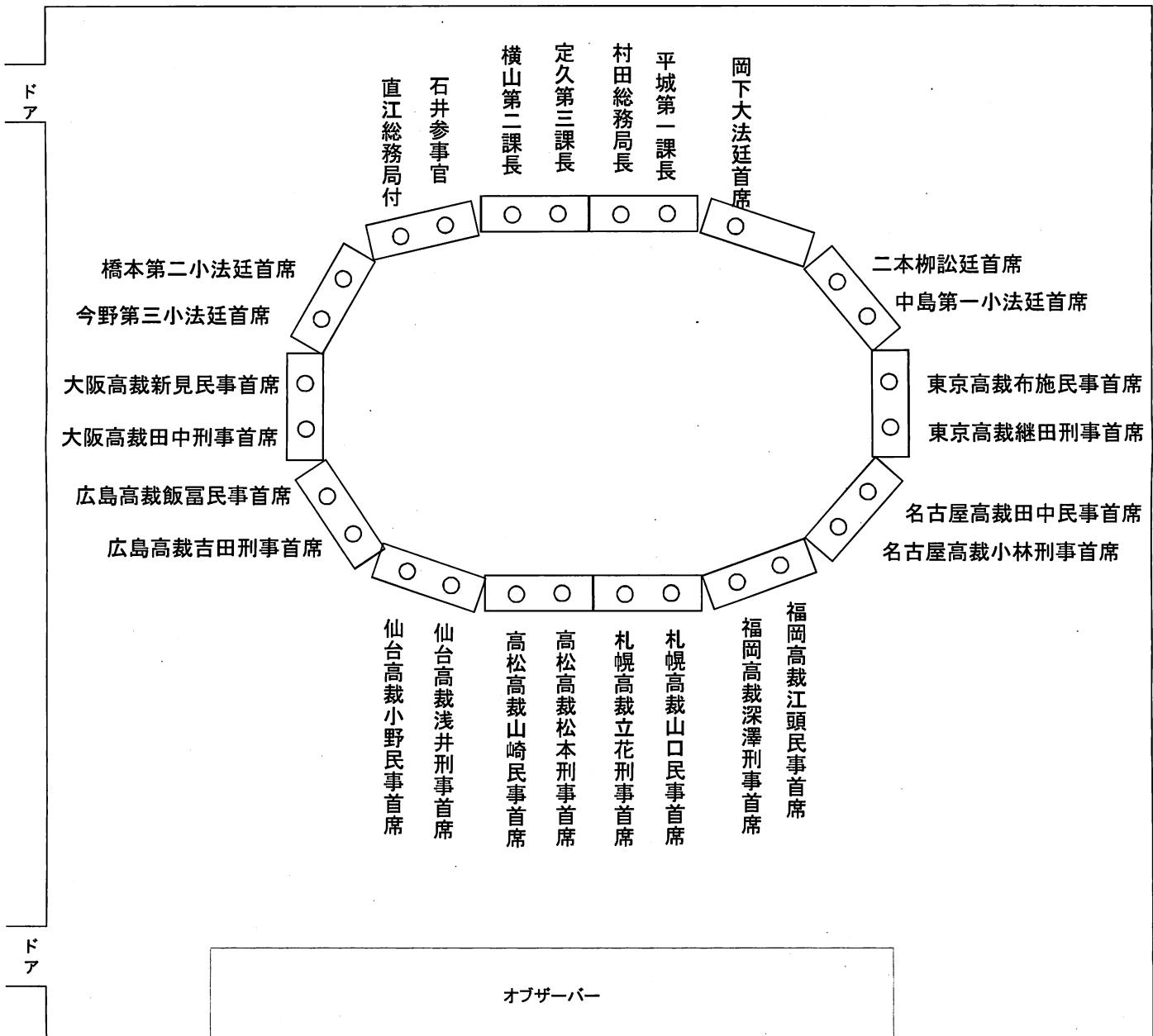
(11月7日(木) 中会議室)

時間		内 容
開始	終了	
10:00	10:10	総務局長 あいさつ
10:10	12:00	1 協議事項1 書記官事務の整理と適正事務の確保について(110分) (1) 書記官事務の整理を推進させるための高裁による後押しについて(50分) (2) 適正事務の確保における合理性について(60分)
12:00	13:00	(昼 食, 休憩)
13:00	14:30	2 協議事項1 書記官事務の整理と適正事務の確保について(90分) (3) 裁判官と書記官の意思疎通の在り方について(50分) (4) 高裁内における状況について(40分)
14:30	14:50	(休憩)
14:50	16:45	3 協議事項2 IT化後の書記官事務について(115分) (1) フェーズ1における書記官事務の検討状況について (2) フェーズ2・3における書記官事務の検討状況について
16:45	17:00	全協議終了に際してコメント(15分)
17:00	17:15	事務連絡(15分)

※ 協議の進行状況によっては、予定時間を変更する可能性がある。

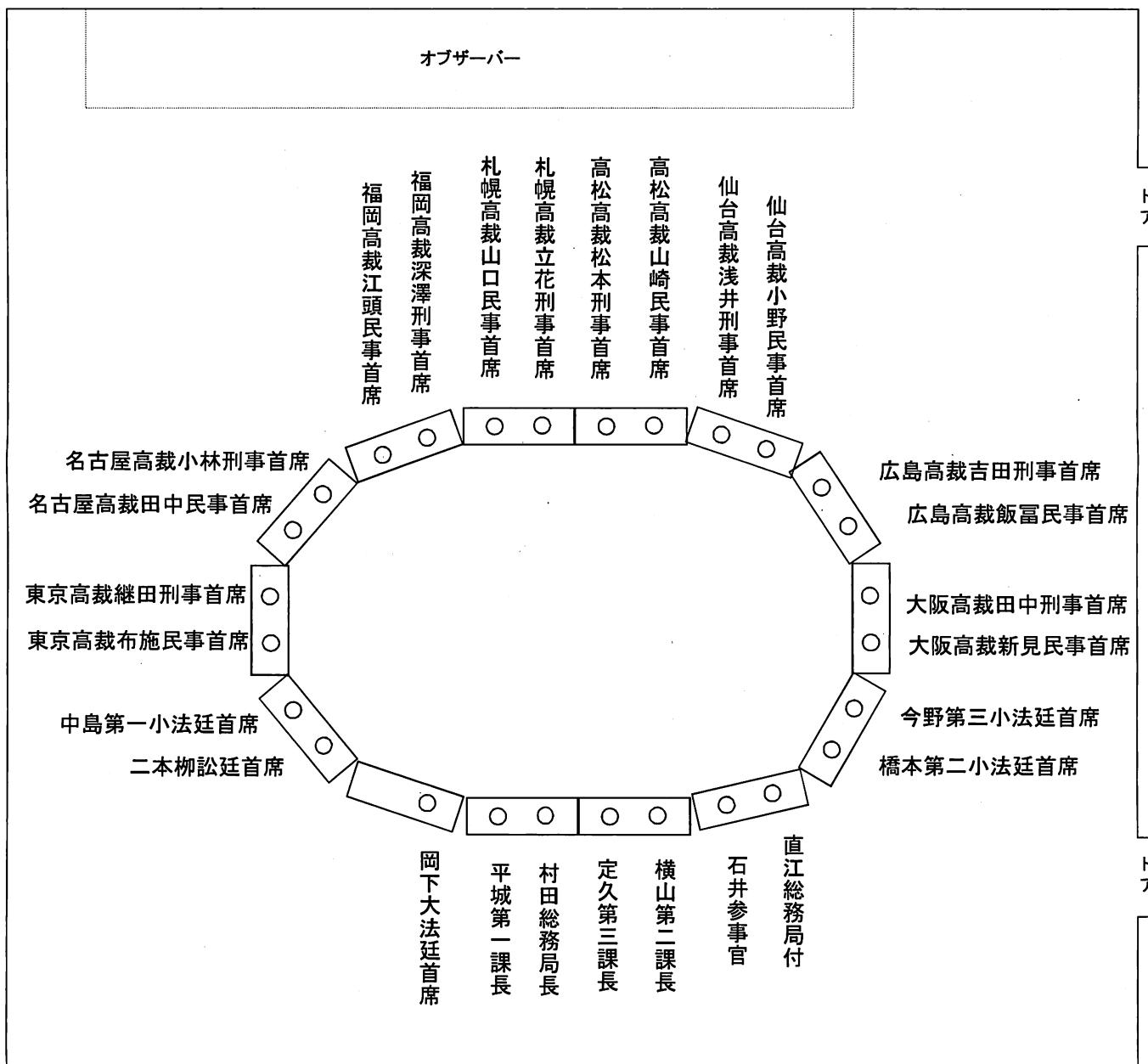
令和元年度高等裁判所首席書記官事務打合せ席図

(令和元年11月7日 中会議室)



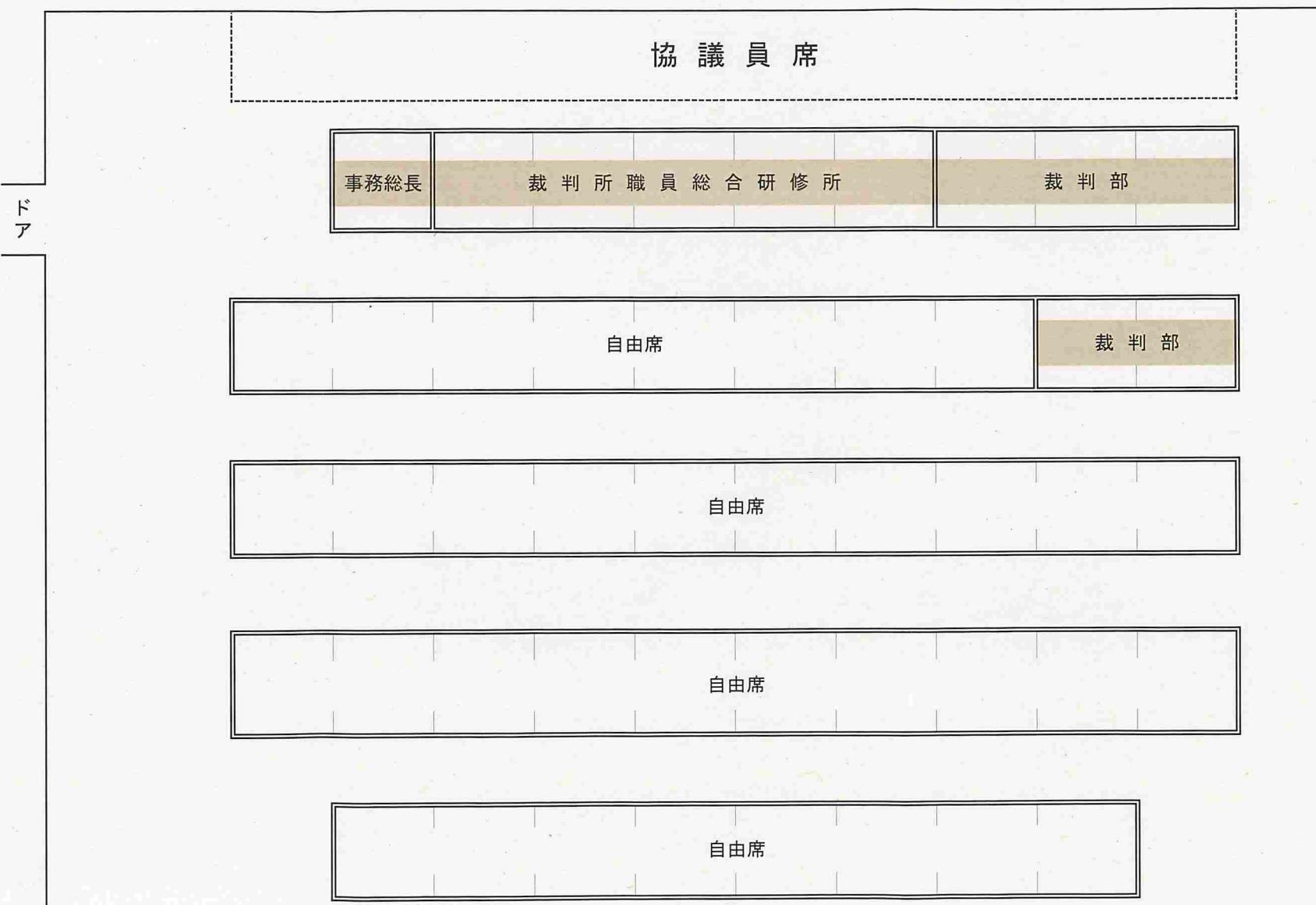
令和元年度高等裁判所首席書記官事務打合せ席図

(令和元年11月7日 中会議室)



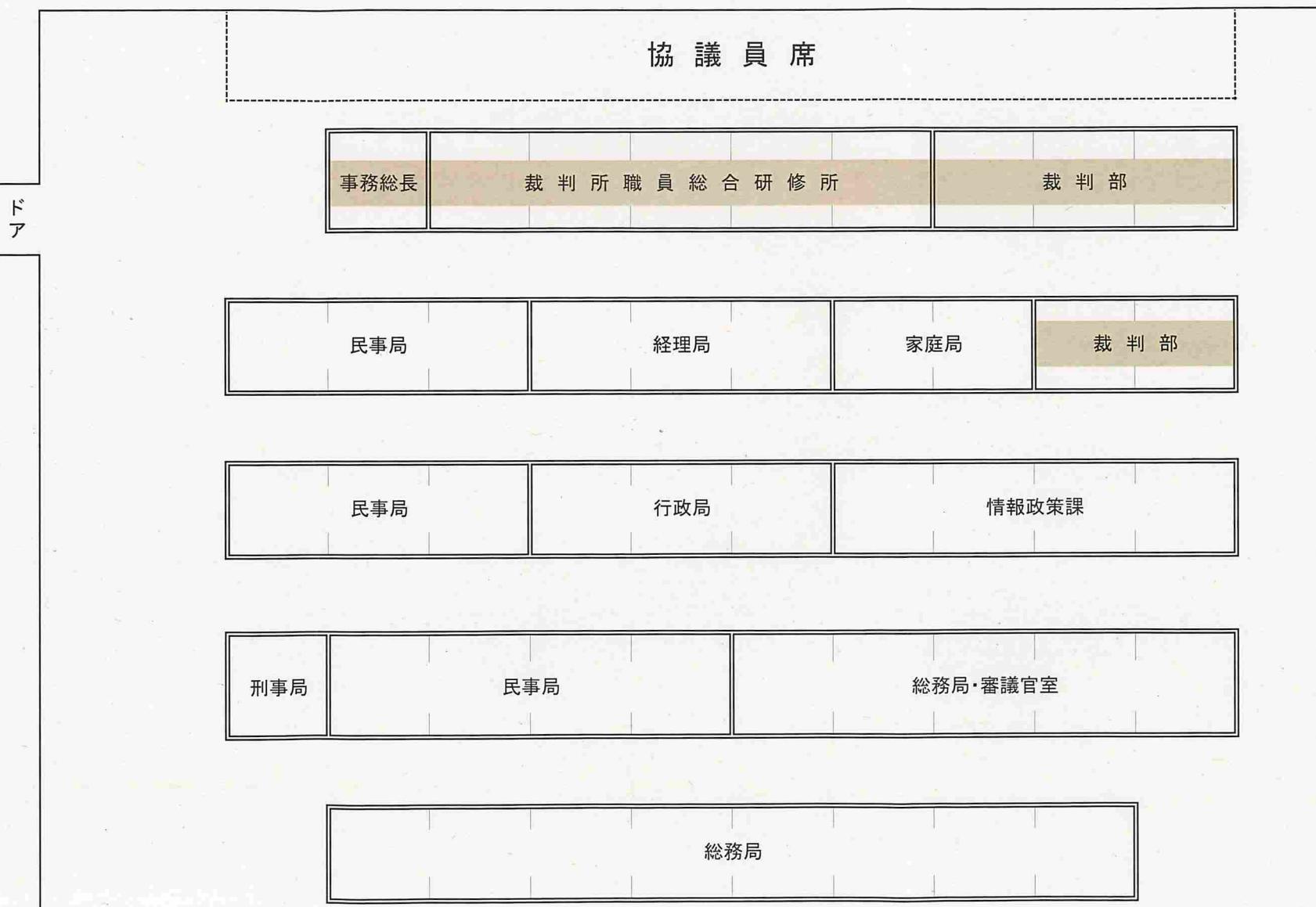
令和元年度高等裁判所首席書記官事務打合せオブザーバー席図(午前)

(令和元年11月7日 中会議室)



令和元年度高等裁判所首席書記官事務打合せオブザーバー席図(午後)

(令和元年11月7日 中会議室)



ドア

令和元年1月高等裁判所首席書記官事務打合せ結果概要

【協議1】書記官事務の整理と適正事務の確保について

- 1 書記官事務の整理を推進させるための高裁による後押しについて
各高裁の後押しの効果検証について報告がされ、各地家裁の課題に応じた後押しにより書記官事務に関する日常的かつ主体的な議論が進められつつあることがうかがわれた。各庁で職場全体での議論や自発的な議論が更に活性化するよう、引き続き、高裁首席書記官が適切にバックアップをしていく必要性を確認した。
- 2 適正事務の確保における合理性について
事務フローの構築における合理性について、誤りが生じた際の再発防止策が過剰と思われる傾向があるという意見が複数の庁から出され、合理性を考慮する際の必要な視点に関して、首席書記官が、様々な視点を踏まえて手段と目的が見合っているか検討し、適切に指導していくことの重要性を確認した。
- 3 裁判官と書記官の意思疎通の在り方について
裁判官と書記官が議論を重ねて事務改善につながった事例の紹介があった一方で、裁判官との議論に踏み込んでいけない書記官も見受けられるとの指摘がされた。首席書記官として裁判官と書記官の議論の機会を確保することの有用性について確認した。
- 4 高裁内における状況について
各庁から、高裁内部における書記官事務の整理の浸透状況等の報告がされ、高裁内部においてもおおむね書記官事務に関する日常的かつ主体的な議論が進められていることがうかがわれた。

【協議 2】IT化後の書記官事務について

1 フェーズ 1における書記官事務の検討状況について

各庁のPTの検討状況が紹介され、争点整理手続への書記官の立会いの要否が個別にその目的・必要性を検討した上で判断されるべきものであることは従前の実務から変わることはないため、その検討から離れて立会いの要否を一つの方向性に固定化させるような検討がされることがないよう十分に趣旨を理解させる必要があるとの認識を共有した。

2 フェーズ 2・3における書記官事務の検討状況について

IT化後の書記官事務について、各庁のPTの検討状況が紹介され、各地家裁における議論の進め方については、引き続き、検討していくこととした。